

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新		旧	
愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年 3月24日 条例第11号		愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年 3月24日 条例第11号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町	事務	市町
1～23 省略		1～23 省略	
24 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。）第1条の2の規定により知事を経由する法第3条の規定に基づく免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務 (3) 政令第1条の4第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく診療放射線技師籍の訂正の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4)～(6) 省略	保健所を設置する市	24 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この項において「政令」という。）第1条の規定により知事を経由する法第3条の規定に基づく免許の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに免許証の交付に関する事務 (3) 政令第1条の3第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく診療放射線技師籍の訂正の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4)～(6) 省略	保健所を設置する市
25～29 省略		25～29 省略	
30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び	各市	30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び	各市

新		旧	
<p>法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第14号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第14号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4)・(5) 省略</p>		<p>法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第13号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第13号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4)・(5) 省略</p>	
31 省略		31 省略	
<p>32 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第14号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与する</p>	各町	<p>32 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第13号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与する</p>	各町

新		旧	
<p>ものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第14号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4)・(5) 省略</p>		<p>ものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第13号八の規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4)・(5) 省略</p>	
33～49 省略		33～49 省略	
<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務</p> <p>(1)の2 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為の許可に関する事務（法第34条第9号の規定に基づく届出の受理に関する事務、法第34条第10号の規定に基づく開発審査会への付議に関する事務及び法第35条の規定に基づく許可又は不許可の通知に関する事務を含む。）</p> <p>(2) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可に関する事務</p> <p>(3) 法第35条の2第3項の規定に基づく開</p>	<p>今治市、新居浜市及び西条市</p>	<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務</p> <p>(1)の2 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為の許可に関する事務（法第34条第9号の規定に基づく届出の受理に関する事務、法第34条第10号の規定に基づく開発審査会への付議に関する事務及び法第35条の規定に基づく許可又は不許可の通知に関する事務を含む。）</p> <p>(2) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可に関する事務</p> <p>(3) 法第35条の2第3項の規定に基づく開</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>

新		旧	
<p>発行為の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第36条の規定に基づく開発行為に関する工事完了の検査に関する事務</p> <p>(5) 法第37条第1号の規定に基づく建築制限等の解除に関する事務</p> <p>(6) 法第38条の規定に基づく開発行為に関する工事の廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 法第41条（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建ぺい率等の指定及び建築物の建築の許可に関する事務</p> <p>(8) 法第42条の規定に基づく予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可及び国の機関との協議に関する事務</p> <p>(9) 法第43条の規定に基づく建築物等の新築等の許可に関する事務（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定に基づく開発審査会への付議に関する事務を含む。）</p> <p>(10) 法第45条の規定に基づく地位の承継の承認に関する事務</p> <p>(11) 法第46条及び第47条（同条第1項にあっては、法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発登録簿に関する事務（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条の規定に基づく閲覧場所の設置及び閲覧規則に関する事務を含む。）</p>		<p>発行為の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第36条の規定に基づく開発行為に関する工事完了の検査に関する事務</p> <p>(5) 法第37条第1号の規定に基づく建築制限等の解除に関する事務</p> <p>(6) 法第38条の規定に基づく開発行為に関する工事の廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>(7) 法第41条（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建ぺい率等の指定及び建築物の建築の許可に関する事務</p> <p>(8) 法第42条の規定に基づく予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可及び国の機関との協議に関する事務</p> <p>(9) 法第43条の規定に基づく建築物等の新築等の許可に関する事務（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定に基づく開発審査会への付議に関する事務を含む。）</p> <p>(10) 法第45条の規定に基づく地位の承継の承認に関する事務</p> <p>(11) 法第46条及び第47条（同条第1項にあっては、法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発登録簿に関する事務（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条の規定に基づく閲覧場所の設置及び閲覧規則に関する事務を含む。）</p>	

新		旧	
(11)の2 法第55条の規定に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等に関する事務		(11)の2 法第55条の規定に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等に関する事務	
(11)の3 法第56条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の買取りに関する事務		(11)の3 法第56条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の買取りに関する事務	
(11)の4 法第57条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の先買い等に関する事務		(11)の4 法第57条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の先買い等に関する事務	
(11)の5 法第57条の3第1項において準用する法第52条の2第1項及び第2項の規定に基づく施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築等の許可及び国の機関との協議に関する事務		(11)の5 法第57条の3第1項において準用する法第52条の2第1項及び第2項の規定に基づく施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築等の許可及び国の機関との協議に関する事務	
(12) 法第80条第1項の規定に基づく第1号から第10号までの事務に係る報告の徴収、勧告等に関する事務		(12) 法第80条第1項の規定に基づく第1号から第10号までの事務に係る報告の徴収、勧告等に関する事務	
(13) 法第81条の規定に基づく第1号から第10号までの事務に係る監督処分に関する事務		(13) 法第81条の規定に基づく第1号から第10号までの事務に係る監督処分に関する事務	
(14) 法第82条の規定に基づく第1号から第10号までの事務に係る立入検査に関する事務		(14) 法第82条の規定に基づく第1号から第10号までの事務に係る立入検査に関する事務	
(15) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの		(15) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	

新		旧	
<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 法第34条第9号の規定に基づく土地等に関する権利の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 法第35条の2第3項の規定に基づく開発行為の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 法第36条の規定に基づく開発行為に関する工事完了の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 法第37条第1号の規定に基づく建築制限等の解除の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 法第38条の規定に基づく開発行為に関する工事の廃止の届出の受付及び当該届</p>	<p>各市町（中核市、今治市、<u>新居浜市及び西条市</u>を除く。）</p>	<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 法第34条第9号の規定に基づく土地等に関する権利の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 法第35条の2第3項の規定に基づく開発行為の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 法第36条の規定に基づく開発行為に関する工事完了の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 法第37条第1号の規定に基づく建築制限等の解除の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(7) 法第38条の規定に基づく開発行為に関する工事の廃止の届出の受付及び当該届</p>	<p>各市町（中核市、今治市及び<u>新居浜市</u>を除く。）</p>

新		旧	
<p>出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 法第41条第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 法第42条第1項の規定に基づく予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(10) 法第42条第2項の規定に基づく国の機関との協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11) 法第43条第1項の規定に基づく建築物等の新築等の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 法第45条の規定に基づく地位の承継の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(14) 削除</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>		<p>出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(8) 法第41条第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9) 法第42条第1項の規定に基づく予定建築物等以外の建築物等の新築等の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(10) 法第42条第2項の規定に基づく国の機関との協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11) 法第43条第1項の規定に基づく建築物等の新築等の許可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 法第45条の規定に基づく地位の承継の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(14) 削除</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	
52～60 省略		52～60 省略	
61 削除		61 経済的理由により高等学校等の教育を受けることが困難な者に対する学資金として	各市

